

# 廃棄物処理料金表

※有効期間 令和2年1月1日 ~ 令和 年 月 日

北見環境事業協同組合  
上仁頃事業所 TEL0157-67-7001  
北見市上仁頃525番1 FAX0157-67-7002

種類	品目	品質・性状	単価(円/t)	循環税(円/t)	処理方法	備考	
がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた コンクリート塊、破片等	無筋(再生可能なもの)おおむね50cm角以下	1,500	-	破碎	有機物が付着したものは管理型混合物	
		有筋(再生可能なもの)おおむね50cm角以下	2,500	-	破碎		
		上記以外のコンクリート残渣	2,500	1,000	埋立		
	アスファルト塊、破片等	おおむね50cm角以下のもの	1,500	1,000	埋立	有機物が付着したものは管理型混合物	
ブロック片、レンガ片、ALC板片、モルタルくず等	おおむね50cm角以下のもの	10,000	1,000	埋立			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	耐火レンガ、タイル、土管、ガラスブロック 陶磁器、スレート板、圧縮サイディング、石くず等		10,000	1,000	埋立	有機物が付着したものは管理型混合物	
		グラスウール	20,000	1,000	埋立		
廃プラスチック類	合成樹脂建材、廃FRP製品、塩ビ管(φ300mm以上)等		60,000	1,000	破碎・埋立	著しく汚れているものは要相談	
	廃プラスチック製品くず、合成繊維くず、Pペット 合成ゴムくず、塩ビ管(φ300mm未満)、廃発泡スチロール ウレタン	15cm以上	30,000	1,000	破碎・埋立	有機物の付着物・内装クロスは管理型混合物	
		15cm未満	20,000	1,000	埋立		
ゴムくず	天然ゴム製品、天然ゴムくず等(廃タイヤを除く)	15cm以上	30,000	1,000	破碎・埋立		
		15cm未満	20,000	1,000	埋立		
金属くず	鉄、アルミ、ステンレス、銅、合金、非鉄金属くず等		5,000	-	-	スプレー缶は穴をあけガス等を抜いたもの	
廃石綿含有物	石綿を含むスレート板及びサイディング板、Pタイル、石綿管等	非飛散性廃棄物に限る	40,000	1,000	埋立	飛散防止策(二重梱包、シート等)	
安定型混合物	安定型品目相互の混合物、鉄系サイディング		40,000	1,000	埋立	分別不可能なもの	
紙くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた紙くず壁紙、 建設資材、梱包材等		20,000	1,000	埋立		
		空ダンボール、ロール状、筒状ダンボール	濡れていないものに限る	15,000	-	-	金具、ガムテープ、ビニール等を除去したもの
繊維くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた繊維くず 廃ウエス、縄、ロープ類、畳等		20,000	1,000	埋立		
木くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず	塗装の塗ってある木くず等、CCA注入材等 (再生不可物)	20,000	1,000	埋立	枕木・コルタル電柱は受入不可	
		建造物解体材、長さ2.5m以内(再生可能物)	5,000	-	破碎	釘以上の鉄類は取り除くこと。 著しく腐食したものは要相談	
	伐根・伐採木	土、石等異物混入なし、長さ2m以内	7,000	-	破碎		
	伐根・伐採木(官公庁工事物件)	土、石等異物混入なし	3,500空m <sup>3</sup>	-	破碎		
汚泥	工場排水処理や物の製造工程などから排出される汚泥物で、 含水率85%以下のものに限る	成分分析結果が排水基準を満たしているもの	無機性汚泥	30,000	1,000	埋立	分析表の提示が必要です(NSDS等)
			有機性汚泥	40,000	1,000	埋立	
			公共下水汚泥	別途料金	1000	埋立	
燃え殻	焼却残渣・石炭殻・廃活性炭等	成分分析結果が排水基準を満たしているもの	40,000	1,000	埋立	分析表の提示が必要です(NSDS等)	
廃石膏ボード	紙くず、陶磁器くずとの混合物	石綿含有物は除く、濡れていないもの	25,000	1,000	埋立		
動植物性残渣	食品製造業から生じる動植物に係る固形不要物 魚類の内臓などのあら ボイルかす、野菜くず、発酵かす等		別途料金	1,000	埋立		
		動物のふん尿	畜産農業から排出されるふん尿	別途料金	1,000	埋立	
		動物の死体		別途料金	1,000	埋立	
ばいじん	焼却炉等の集塵機から排出されたもの	成分分析結果が排水基準を満たしているもの	別途料金	1,000	埋立	分析表の提示が必要です(NSDS等)	
鉱さい	スラグ、不良鉱石、鋳物廃砂		別途料金	1,000	埋立		
管理型混合物	安定型品目と管理型品目が混合し埋立て可能なもの	廃木品目とコンクリート又はモルタル等の付着物等の残材	40,000	1,000	埋立	分別不可能なもの	
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するため処理したもの		30,000	1,000	埋立		
土砂	すき取り物	草、土との混合物	別途料金 ※要相談	-	覆土利用		
	建設残土		別途料金 ※要相談	-	覆土利用		
受入できないもの	家電リサイクル品、市町村で受入れる一般廃棄物、廃油類、バッテリー、蛍光灯、電球、電池類、PCB付着物、医療系廃棄物、廃タイヤ、プリント基板、鉛、廃酸、廃アルカリ、コーキング・ペンキ等で固形化していない液体、セメント等の粉状なもの、その他展開検査時に受入れ不可と判断したもの。刈草、落ち葉。解体前の建物内の家庭ごみ、家具類。						
ご利用にあたっての留意事項	①単価には消費税が含まれていませんので別途請求させていただきます ②契約書は廃棄物の種類(品目)ごとに記載してください ③搬入にはmanifestが必要ですのでご持参ください ④計量最低単位は全て20kg毎からとします ⑤料金の支払いは原則として組合員以外の方は現金をお願いします ⑥埋立処分を行う品目については「北海道循環資源利用税」として1トン当たり、1,000円が課税されます ⑦搬入物の荷下ろしは原則として搬入者が行うこと ⑧運搬の際には、ロープ固定・ネット等で覆うなど落下、飛散防止対策を行うこと ⑨作業員の衣服、飲食後の器・缶等が廃棄物に混入しないようお願いします						